

第百六条第一項第十号を削り、同項第十一号中「次条第七項第二号」を「次条第七項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同条第二項第五号口及び第六号口中「前項第十二号」を「前項第十一号」に改め、同条第四項中「から第十号まで又は第十二号」を「から第九号まで又は第十一号」に改め、「主として当該保険会社の行う業務のために」を削り、「第七項」を「以下この項及び第七項」に、「を営んでいる会社」を「又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」に改め、同条第七項中「保険会社の一の子会社」を削る。

第百七条第一項中「に掲げる会社、同項第九号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第十号及び第十二号」を「第九号及び第十一号」に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第百十二条の二を削る。

第二百二十七条第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなったとき。

第二百二十七条に次の一項を加える。

2 第二条第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなった保険会社の株式について準用する。

第二百四十一条第二項第二号及び第二百六十八条第六項中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改める。

第二百七十条の六第二項第一号中「第二百七十二条の二」を削る。

「第十章の二 保険持株会社」を「第十章の二 株主」に改める。

第十章の二第一節から第五節までの節名を削る。

第二百七十一条の十八中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同

条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十章の二中第二百七十一条の三十三とする。

第二百七十一条の十第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項ただし書の認可について第二号又は第三号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかったとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認があつたときを除く。）。

二 当該認可に係る保険主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったとき。

三 当該認可に係る保険主要株主が当該認可に係る保険会社を子会社とすることについて第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可を受けたとき。

第二百七十一条の十七第一号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第三号中「第二百七十一条の六第一項各号」を「第二百七十一条の二十二第一項各号」に、「第二百七十一条の十五第一項」を「第二百七十一条の三十一第一項」に改め、同条第四号中「第二百七十一

条の十五第二項」を「第二百七十一条の三十一第二項」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第二百七十一条の十七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保険主要株主（保険主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十一条の十第一項の認可に係る保険主要株主になつたとき又は当該認可に係る保険主要株主として設立されたとき。

二 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。

三 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。

四 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき（前号及び

次号の場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなったとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第二百七十一条の十七に次の一項を加える。

3 第二条第十五項の規定は、第一項第六号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなった保険主要株主又は保険持株会社の株式について準用する。

第二百七十一条の十七を第二百七十一条の三十二とし、同条の前に次の節名を付する。

第四節 雑則

第二百七十一条の十六を削る。

第二百七十一条の十五第四項中「第二百七十一条の四第一項」を「第二百七十一条の十九第一項」に改

め、同条を第二百七十一条の三十一とし、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雑則

第二百七十一条の十四第一項及び第二項中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同項第三号中「第二百七十一条の三第三項ただし書」を「第二百七十一条の十八第三項ただし書」に改め、同項第四号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二百七十一条の三十とする。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第二百七十一条の十第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

第二百七十一条の十三を第二百七十一条の二十九とし、第二百七十一条の十二を第二百七十一条の二十八とし、第二百七十一条の十一を第二百七十一条の二十七とし、同条の前に次の款名を付する。

第四款 監督

第二百七十一条の十を第二百七十一条の二十六とし、第二百七十一条の九を第二百七十一条の二十五とする。

第二百七十一条の八第一項中「この節及び次節」を「この款及び次款」に改め、同条を第二百七十一条の二十四とする。

第二百七十一条の七を第二百七十一条の二十三とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 經理

第二百七十一条の六第六項中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改め、同条を第二百七十一条の二十二とする。

第二百七十一条の五を第二百七十一条の二十一とする。

第二百七十一条の四第一項第三号中「第二百七十一条の六第三項各号」を「第二百七十一条の二十二第三項各号」に改め、同条を第二百七十一条の十九とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。

（保険主要株主に係る規定の準用）

第二百七十一条の二十 第二百七十一条の十七の規定は、保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社

第二百七十一条の三第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になった会社若しくは保険会社を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社である会社に対し、保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の三を第二百七十一条の十八とし、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第三節 保険持株会社に係る特例

第一款 通則

第十章の二に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 通則

（保険会社等の株式所有に係る届出書の提出）

第二百七十一条の三 一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（第二百七十一条の十において「国等」という。）を除く。以下この章及び第三百三十三条において「保険株式大量所有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、保険株式大量所有者となった日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。）以内（所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、次に掲げる事項を記載した届出書（以下この章において「保険株式所有届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合（保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である保険会社又は保険持株会社の株式の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。）に関

する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の保険会社又は保険持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名

四 事業を行っているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

（保険株式所有届出書に関する変更報告書の提出）

第二百七十一条の四 保険株式大量所有者は、一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となった日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があった場合（株式所有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に

提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 株式所有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものであるとして政令で定める基準に該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 保険株式所有届出書又は変更報告書（以下この節において「提出書類」という。）を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

（保険株式所有届出書等に関する特例）

第二百七十一条の五 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である保険会社又は保険持株会社の事業活動を支配することを所有の目的としないもの（株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という。）に係る保険株式所有届出書は、第二百七十一条の三第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となった基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 特例対象株式に係る変更報告書（当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところ

により、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の保険株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該保険株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があった場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該保険株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなった場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があった場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第二百七十一条の六 内閣総理大臣は、第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二百七十一条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手

（続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（保険株式大量所有者による報告又は資料の提出）

第二百七十一条の八 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した保険株式大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（保険株式大量所有者に対する立入検査）

第二百七十一条の九 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した保険株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該保険株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

第二節 保険主要株主に係る特例

第一款 通則

（保険主要株主に係る認可等）

第二百七十一条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第二百七十一条の十八第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による保険会社の株式の取得（担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社によ

る第三条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

- 2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になった者（国等並びに保険持株会社及び第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第三百三十三条において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該保険会社の営業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 3 特定主要株主は、前項の規定による措置により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になった者若しくは保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の

株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含

む。)に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

(保険主要株主による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の十二 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険主要株主に対する立入検査)

第二百七十一条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

（保険主要株主に対する措置命令）

第二百七十一条の十四 内閣総理大臣は、保険主要株主が第二百七十一条の十一各号に掲げる基準（当該保険主要株主に係る第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可に第三百十条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあっては、当該条件を含む。）に適合しなくなったときは、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨

の命令をすることができる。

（保険主要株主に対する改善計画の提出の要求等）

第二百七十一条の十五 内閣総理大臣は、保険主要株主（保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（保険主要株主が会社その他の法人である場合にあっては、当該保険主要株主の子会社その他の当該保険主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。）に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、保険主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該保険主要株主がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である保険会社に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保する

ために必要な措置を命ずることができる。

(保険主要株主に係る認可の取消し等)

第二百七十一条の十六 内閣総理大臣は、保険主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分
に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命
じ、又は当該保険主要株主の第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すこと
ができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立され
た会社その他の法人である保険主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 保険主要株主は、前項の規定により第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消さ
れたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でな
くなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雑則

(外国保険主要株主に対する法律の適用関係)

第二百七十一条の十七 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人

であるもの（以下この条において「外国保険主要株主」という。）に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国保険主要株主に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百七十三条第八号中「第二百七十一条の十八」を「第二百七十一条の三十三」に、「第二百七十一条の三第二項又は」を「第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書又は第二百七十一条の十八第一項若しくは」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第二百七十一条の十四第三項」を「第二百七十一条の三十第四項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二百七十一条の十四第一項」を「第二百七十一条の三十第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二百七十一条の十四第一項」を「第二百七十一条の三十第一項」に、「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第二百七十一条の十六第一項の規定により第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

第三百七条第三項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第三百十一条第一項中「第二百七十一条の十二」を「第二百七十一条の九、第二百七十一条の十三、第二百七十一条の二十八」に改める。

第三百十一条の二第一項第一号中「第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項」に改める。

第三百十一条の三第一項第二号中「第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の十五第一項」を「第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書、第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の三十一第一項」に改め、同項第三号中「第二百七十一条の十三又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第四項、第二百七十一条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項、第二百七十一条の十八第五項、第二百七十一条の二十九又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三

項ただし書の認可の取消し

第三百十一条の三第二項第一号中「第二百二十七条（同条第七号）」を「第二百二十七条第一項（同項第八号）」に改める。

第三百十一条の四第二項中「総代理店をいう。」の下に「、保険主要株主」を加える。

第三百十五条の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第二号中「第二百七十一条の三第三項」を「第二百七十一条の十八第三項」に改め、同条第三号中「第二百七十一条の十四第二項」を「第二百七十一条の十八第五項の規定による命令に違反して保険会社を子会社とする持株会社であったとき又は第二百七十一条の三十第二項」に改める。

第三百十六条第二号中「第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第二百七十一条の三十第二項若しくは第四項」に改める。

第三百十七条第一号中「第二百七十一条の八」を「第二百七十一条の二十四」に改め、同条第一号の二中「第二百七十一条の九第一項」を「第二百七十一条の二十五第一項」に改め、同条第二号中「又は第二

百七十一条の十一第一項」を「、第二百七十一条の八、第二百七十一条の十二又は第二百七十一条の二十七第一項」に改め、同条第三号中「若しくは第二百七十一条の十二第一項」を「、第二百七十一条の九第一項、第二百七十一条の十三第一項若しくは第二百七十一条の二十八第一項」に改め、同条第七号中「第二百七十一条の十四第一項」を「第二百七十一条の三十第一項」に改め、同条第八号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改める。

第三百三十三条第一項中「機構の役員」の下に「、保険株式大量所有者（保険株式大量所有者が保険株式大量所有者でなくなった場合における当該保険株式大量所有者であつた者を含み、保険株式大量所有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主（保険主要株主が保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主であつた者を含み、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなった場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、

その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人」を加え、同項第二十六号中「第二百七十一条の五第一項」を「第二百七十一条の二十一第一項」に改め、同項第三十四号中「第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項」に、「第二百七十一条の十七」を「第二百七十一条の三十二第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十五号中「第二百七十一条の十三」を「第二百七十一条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項又は第二百七十一条の二十九」に改め、同項第五十三号中「第二百七十一条の三第二項又は」を「第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項、第三項若しくは第四項、第二百七十一条の五第一項若しくは第二項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第三項又は第二百七十一条の十八第二項若しくは」に、「届出」を「提出若しくは届出」に改め、同項第五十五号を同項第五十八号とし、同項第五十四号中「第二百七十一条の六第一項」を「第二百七十一条の二十二第一項」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十三号の次に次の三号を加える。

五十四 第二百七十一条の十第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になったとき又は保険会

社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

五十五 第二百七十一条の十第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき。

五十六 第二百七十一条の十第四項の規定による命令に違反して保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき又は第二百七十一条の十六第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき。

(信用金庫法の一部改正)

第四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第三十一条第三号及び第四号を削る。

第三十七条第七項中「提出し、その」を「提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその」に改める。

第五十四条の十五第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）

ロ 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第五十四条の十五第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第五十四条の十六第一項中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第五十四条の十七第一項第七号を次のように改める。

七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合

会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものと

する。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第五十四条の第十七第一項第八号を削り、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「から第八号まで又は第十号」を「から第七号まで又は第九号」に改め、「主として当該信用金庫連合会の行う業務のために」を削り、「第六項」を「以下この項及び第六項」に、「を営んでいる会社」を「又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」に改め、同条第六項中「信用金庫連合会の一の子会社の営む業務」を削る。

第五十四条の十八第一項中「に掲げる会社、同項第七号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに

同項第八号及び第十号」を「第七号及び第九号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第五十五条の三を削る。

第八十七条第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は第九号」を「若しくは第八号」に改める。

第八十九条第一項中「（営業の免許）」の下に「第八条第三項（営業所の設置等）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第五条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる会員（労働金庫連合会の会員に限る。）は、総会の議決に基づく労働金庫連合会の承諾を得た場合には、当該労働金庫連合会の出資総口数の百分の三十に相当する出資口数まで保有することができる。

一 持分の全部を譲り渡す他の会員からその持分の全部又は一部を譲り受ける会員